

第10回日本頭痛学会専門医認定試験実施のお知らせ

第10回日本頭痛学会専門医認定試験を下記の要領で行います。

受験を希望される方は、受験資格をご確認のうえ、所定の手続きをしてください。

1. 試験日時 2017年8月5日(土) 10:00~16:00
2. 試験会場 都市センターホテル 東京都千代田区平河町2-4-1(地下鉄永田町駅徒歩5分)
3. 試験方法 マークシート方式による筆記試験(200問出題)
4. 受験資格

以下の(1)~(5)をすべて満たすものとする。

- (1) 日本頭痛学会正会員で、申請締切日(2017年5月31日)時点で会員歴が3年以上あり、会費を完納していること。(会員歴のカウント方法は、入会年月日を基点とする)
- (2) 下記の、いずれかの基本領域における頭痛関連学会の専門医の資格を有するもの。日本内科学会(認定内科医)、日本小児科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本脳神経外科学会、日本麻酔科学会、日本救急医学会、日本リハビリテーション医学会および日本精神神経学会。
なお、2012年度までに入会された日本東洋医学会、日本ペインクリニック学会の専門医については受験資格の暫定措置を設けています。詳細は頭痛学会 Web を参照してください。

http://www.jhsnet.org/information/20150107_info.htm

- (3) 頭痛関連学会の専門医認定研修期間中に2年以上の頭痛診療の研修を受けておりさらに、日本頭痛学会認定研修教育施設(http://www.jhsnet.org/gakkai_senmoni_09.html)で3年以上の研修歴があり、申請時に頭痛診療に従事していること。この2種の研修を通して通算5年以上の研修を必要とする。

3年の教育施設等研修に関しては、2022年までは下記の基準で認定する。

- 1) 教育施設、准教育施設、教育関連施設で施設認定後に常勤の勤務歴がある場合は追加書類不要で研修歴と認定する
- 2) 教育施設、准教育施設、教育関連施設で施設認定後に非常勤(大学院等を含む)の勤務歴がある場合は教育施設の教育責任者による研修証明の文書を添付することにより研修歴と認定することができる(専門医委員会で審査を実施)
- 3) 教育施設、准教育施設、教育関連施設で施設認定より以前に常勤の勤務歴がある場合は教育施設の教育責任者による研修証明の文書を添付することにより研修歴と認定することができる(専門医委員会で審査を実施)
- 4) 上記研修期間の合計が3年に満たない場合は不足分を HMSJ と教育セミナーの受講により教育施設等での研修歴に代替できる。
 - (ア) HMSJ 受講+PostExam 合格 1回 + 頭痛学会総会教育セミナー 1回で研修歴1年と認める
 - (イ) HMSJ 受講+PostExam 合格 2回 + 頭痛学会総会教育セミナー 1回以上で研修歴2年と認める
 - (ウ) HMSJ 受講+PostExam 合格 3回 + 頭痛学会総会教育セミナー 1回以上で研修歴3年と認めるが、実際に頭痛診療を実践している旨を記載した頭痛学会代議員の推薦書を添付することが必要

臨床研修歴の確認のため、頭痛3症例の要約(オリジナル1部、コピー3部)を提出する。この要約は、

- ① 1症例 A4版 2枚以内とし、学会ホームページからテンプレートをダウンロードのうえパソコンにて作成すること(手書き不可)。
 - ② 文字サイズは9ポイント、1行文字約50字程度、1ページ行数48行程度とする。
 - ③ この要約には、頭痛専門医を有する教育責任者の確認と署名・捺印が必要である。所属施設の教育責任者が頭痛専門医でない場合は、教育責任者の署名に加え、頭痛専門医の査読と署名を必要とする。
- (4) 頭痛に関連する学会で、頭痛関連疾患に関する発表ないし講演(共同演者でも可)をしていること。
 - (5) 日本頭痛学会誌、または本学会誌以外の学術雑誌に頭痛関連疾患に関する原著論文もしくは症例報告等(共著でも可)を発表していること。

5. 申請手続 申請願書等の必要書類は、学会ホームページ (<http://www.jhsnet.org>) からダウンロードする。受験料は郵便局に設置している払込取扱票に下記枠内の必要事項をご記入のうえ、郵便局窓口か ATM でお振込みください。

郵便振替口座番号	00260-1-133156
加入者名	一般社団法人日本頭痛学会
払込金額 (受験料)	30,000 円
通信欄に「第 10 回受験料」と明記し、②お名前 ③会員番号を必ずご記入下さい。	

6. 提出書類

- (1) 認定試験申請願書 (所定書式)
- (2) 研修履歴 (所定書式)
- (3) 業績目録 (学会発表、講演、論文の一覧 (所定書式)、学会発表抄録写と抄録集表紙写、論文一覧と最初の頁写を添付)
- (4) 受験資格に示した頭痛関連学会の専門医認定証の写し
- (5) 医師免許証の写し
- (6) 自験症例の症例要約 (頭痛に関するもの) 3 例 (日本頭痛学会誌本号に掲載の記載例を参照) (オリジナル 1 部、コピー 3 部)

※症例要約は以下の点に留意して下さい。

① 一次性的頭痛が主病名となる症例を少なくとも 1 例含むこと。

(脳血管障害による頭痛など二次性頭痛の症例に、偶然、片頭痛の既往があった症例は該当しません。)

② 国際頭痛分類第 3 版 beta 版に従って診断名およびコード番号を記載すること。

※※症例要約は以下の項目に従い点数化され評価判定されます。症例要約が合格点に達さない場合には、筆記試験成績が合格点に達していても不合格になります。

① 基本的ミスの有無・医学的不整合性などの基本的誤り・検査データ等の基本的不備

② 症例選択の適切さとバランス

③ 診断名は適切か

④ 病歴、入院時現症、検査等は適切か

⑤ 入院後経過等の記載は適切か

⑥ 考察は対象分野に的が当たっており、EBM に基づき文献なども含めて適切に記載されているか

- (7) 写真 2 枚 (申請願書および受験票貼付用)
(写真サイズ 3cm×4cm、3 ヶ月以内の上半身・正面・脱帽写真)

- (8) 受験料 30,000 円の振込領収書のコピー
(いったん納入された受験料は返還されません)

7. 提出期限 申請願書等の必要書類は、2017 年 5 月 31 日 (水) (当日消印有効) までに、簡易書留郵便で学会事務局へご提出ください。

8. 合格通知

原則的に、試験終了後 2 ヶ月以内に、郵便で各自に可否を通知します。その際、合格者は専門医登録料として 30,000 円をお支払い下さい。入金確認後、「頭痛専門医認定証」を作成のうえ郵送します。なお、合格者氏名はホームページに公示します。

9. 試験問題範囲の大項目

I. 脳の解剖・生理

II. 頭痛の疫学、社会医学

III. 頭痛の病態生理

IV. 頭痛の診断、鑑別診断

1) 病歴、症候

2) 画像診断、その他の検査

V. 頭痛の治療 (「慢性頭痛の診療ガイドライン 2013」に準拠。ただし、その後の進歩にも十分対応できること)

問合せ先（書類提出先）

〒338-8577 埼玉県さいたま市中央区本町 6-11-1

埼玉精神神経センター内

一般社団法人日本頭痛学会

TEL 048-840-2700/FAX 048-840-2701

